

保安規定に規定すべき事項の確認表

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年9月26日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>(1) 第I編第37条の2(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)について、放射性廃棄物でない廃棄物の管理を明確にする旨の記載を追加する。</p>	<p>① 職務及び組織 当該管理は統括者(環境技術開発センター長及びプルトニウム燃料技術開発センター長)又は放射線管理部長が実施する。それぞれの職務については、保安規定第I編第4条及び第I編第5条の規定のとおり。</p>	<p>保安規定第I編第4条(変更なし) 保安規定第I編第5条(変更なし)</p>
	<p>② 線量、線量当量。汚染の除去等 統括者(環境技術開発センター長及びプルトニウム燃料技術開発センター長)又は放射線管理部長は、放射性廃棄物でない廃棄物を廃棄する場合、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))の考え方にに基づき、以下の措置を講ずる。 ・適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 ・汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 ・使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以降に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われたことを確認する。 ・上記の資材等及び物品について管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p>保安規定第I編第37条の2(変更あり(新規条文))</p>
	<p>③ 放射線測定器等 統括者は、放射線管理部長が指定する放射線管理用機器を常備しなければならない。</p>	<p>保安規定第I編第34条(変更なし)</p>

<p>使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年9月26日申請)</p>	<p>確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)</p>	<p>保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)</p>
<p>(2) 第I編 第I-7表(外部及び内部被ばくによる線量の測定)における個人線量計の名称を変更する。</p>	<p>① 職務及び組織 当該管理は使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長が実施する。職務については、保安規定第I編第4条及び第I編第5条の規定のとおり。</p>	<p>保安規定第I編 第4条(変更なし) 保安規定第I編 第5条(変更なし)</p>
	<p>② 管理区域及び周辺監視区域の設定等 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に、定められた個人線量計を着用させなければならない。</p>	<p>保安規定第26条(変更なし)</p>
	<p>③ 線量、線量当量、汚染の除去等 線量計測課長は、従業員の放射線業務従事者に係る線量について、第I-7表に定める項目、頻度に従って評価しなければならない。</p>	<p>保安規定第I編 第33条(変更なし) 保安規定第I編 第I-7表(変更あり)</p>
	<p>④ 記録及び報告 放射線管理部長は、その所掌する業務に関し、第I-12表に定める事項について記録し、保管させなければならない。</p>	<p>保安規定第I編 第50条(変更なし) 保安規定第I編 第I-12表(変更なし)</p>